

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和8年10月号



目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
賃上げ戦略セミナーの開催について	4
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	5
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	7
「IT PLACE えひめ」県内IT企業等の情報ポータルサイトのご紹介	9
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」企業の人材確保の 課題を無料でサポート	10
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	12
ひめボス宣言事業所認証制度について	14
労働委員会の窓（令和8年7～9月分）	16
令和8年度四国地区労使関係セミナーのご案内	19

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

労働保険料の第2期分の納付期限について	21
過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内	22
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	24
死亡災害が増加しています！	26

その他機関からのお知らせ

ポリテクセンター12月～2月期生募集について	35
------------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



えひめ若者サポートステーション

働きたいあなたを応援します

- 個別相談
 - キャリア相談
 - この相談は無料です
 - セミナー
 - 15歳～49歳の若者を対象に
 - ジョブトレーニング
 - 職場体験・研修・実習
- 就職支援
 - 面接指導・履歴書作成
- 定職・スタディアップ支援
 - 定職・スタディアップ支援

まずはお電話ください。☎089-948-2832
初回面談（受付）いたします

※利用時間：月～金曜日 10時～18時

※利用場所：松山市湊町5丁目1番地1 いよてつ高島屋南館3階

※利用時間：月～金曜日 10時～18時

※利用場所：新居浜市繁本町8-65（新居浜市市民文化センター内）

【支援対象】

学生を除く 15歳～49歳 の就職を目指す方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時
(月～金曜日、第2・4土曜日)
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（12時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
(新居浜市市民文化センター内)
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 462）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-0027 今治市南大門町 2-5-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 229）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234, 235）

持続的な賃上げの実現に向けた

賃上げ戦略セミナー

持続可能な賃上げを実現するため、少子高齢化と人口減少社会に対応した賃金制度の設計および運用について、県内の企業に対して集合型の研修会や個別支援を実施し、その仕組みづくりをサポートします。賃金制度の設計や運用方法に関して、先進的な知見と導入および運用実績を有する専門家を招聘し、セミナー形式の研修会を開催するほか、オンラインを活用して、賃上げの実践に向けた伴走型個別支援を行います。

中予地区

11/5 (木)
10:00～12:00

松山商工会議所
5F 大ホール
・
オンライン

定員
60名

南予地区

11/5 (木)
15:00～17:00

大洲商工会館
3F 大ホール
(大洲市大洲694-1)

定員
20名

東予地区

11/6 (金)
10:00～12:00

新居浜商工会館
3F 研修室
(新居浜市一宮町二丁目4-8)

定員
20名

受講料無料

人事労務担当者、
経営者向け

講師

株式会社メディン
代表経営コンサルタント

西村 聡 氏

公益財団法人関西生産性本部主任経営
コンサルタントとしてコンサルティング
に従事した後、2010年6月に同社として
独立。

職務基準・職務給制度のパイオニア・泰斗として、ビジネスプロセスの改革を行う独自の職務・役割等級人事制度の導入・構築で数多くの企業の経営革新を支援。一般社団法人職務分析・評価研究センター 代表理事。近畿大学非常勤講師。経済学修士。

【著書】『役割等級人事制度 導入・構築マニュアル』（日本法令）、
『役割等級人事制度のための賃金設計実務講義』（同）、
『同一労働同一賃金を実現するための職務分析・職務評価と賃金の決め方』（同）など



こんなお悩みはありませんか？

- ☒ 最低賃金の上昇に伴い、社内全体の賃金体系を見直す必要がある
- ☒ 育児・介護休業への対応と職場運営の両立に悩んでいる
- ☒ 人材が定着せず、採用コストが増えている
- ☒ 生産性向上と賃上げを両立したい
- ☒ 職務分析・職務評価を活用した賃金制度を見直したい

セミナー内容

※希望者には後日講師による伴走型個別支援を実施

- ①賃上げ支援に関する施策紹介②賃金・人事制度を取り巻く環境変化／
③賃金制度・人事制度の全体像の理解／④職務型(ジョブ型)の理解／
⑤職務分析の理解／⑥職務設計と業績評価／⑦賃金・人事制度の設計手法／⑧従業員定着成熟度モデル／⑨質疑応答

主催

愛媛県

運営

愛媛県商工会議所連合会(松山商工会議所)

お申込み
お問い合わせ

愛媛県商工会議所連合会
(松山商工会議所)

☎089-941-4111

下記の参加申込書をFAXいただくか、
右記2次元コードよりお申込みください。



▼「賃上げ戦略セミナー」参加申込書

FAX：089-947-3126

事業所名		所在地	〒	—	
電話番号					
参加者①	氏 名		参加者②	氏 名	
	所 属			所 属	
	役 職			役 職	
	E-mail			E-mail	
	参加日・ 参加方法 ※参加希望の□にチェック をしてください。	☐ 11/5(木) 中予地区：松山商工会議所 会場 ☐ 11/5(木) 中予地区：松山商工会議所 オンライン ☐ 11/5(木) 南予地区：大洲商工会館 会場 ☐ 11/6(金) 東予地区：新居浜商工会館 会場		☐ 11/5(木) 中予地区：松山商工会議所 会場 ☐ 11/5(木) 中予地区：松山商工会議所 オンライン ☐ 11/5(木) 南予地区：大洲商工会館 会場 ☐ 11/6(金) 東予地区：新居浜商工会館 会場	

愛媛県といっしょに県内で就職する大学生等を応援しませんか?

中核産業人材確保支援制度



登録企業募集

■ 中核産業人材確保支援制度とは

大学生・大学院生・既卒者の県内定着やU I Jターン就職を促進するため、愛媛県と県内企業が協力して奨学金の返還を助成する制度です。

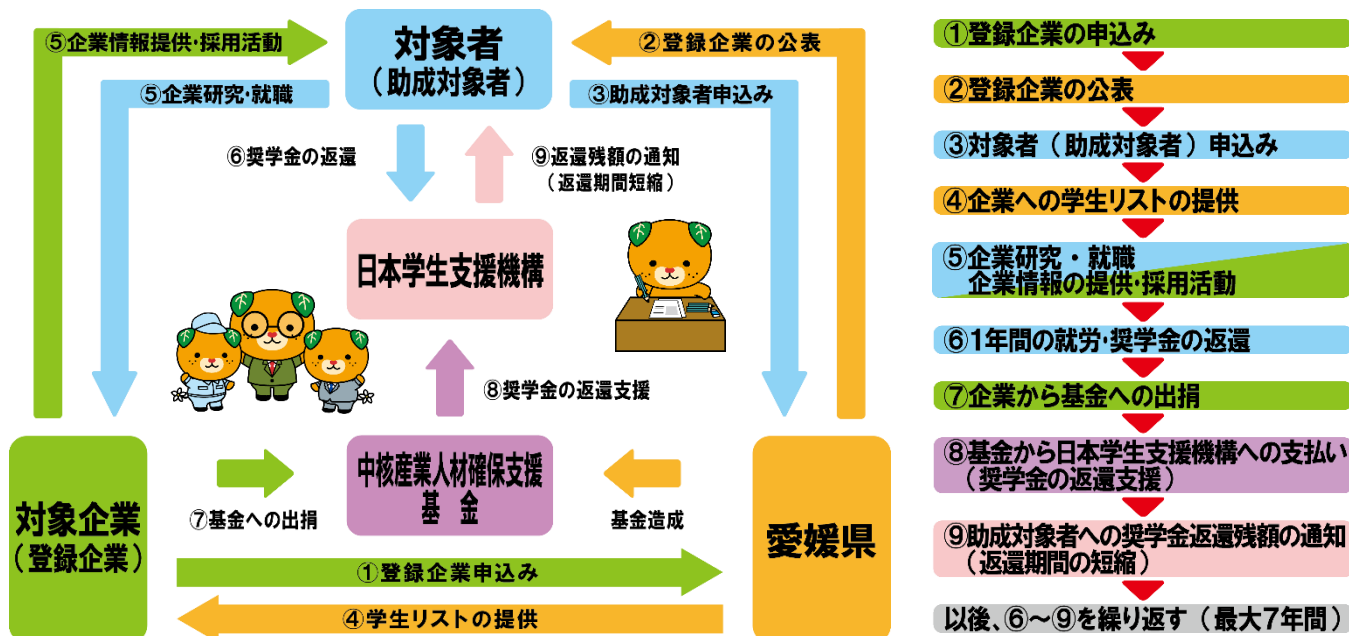
■ 企業のメリット

- 企業のPRに!** 県のHPや学生に送付するチラシに企業名を掲載
- 採用に!** 県が認定した対象者のリストを提供
- 定着に!** 就労継続が助成の条件 (最長7年助成)
- 登録無料!** 対象者の採用がなかった場合企業負担は不要



人材確保と定着支援

■ 中核産業人材確保支援制度の流れ



お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局 産業人材課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2509
mail sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



詳細はコチラ
(県公式HP)

対象企業

○大学生等の採用を予定している愛媛県内に事業所を有する企業で、次の（１）と（２）のいずれかに該当する企業

- （１）ひめボス宣言事業所認証制度要綱に基づき、愛媛県から**ひめボス宣言事業所として基本認証もしくは上位認証を受けている事業所**
- （２）以下の日本標準産業分類のいずれかに該当する事業を営む企業

ア 「ものづくり産業分野」

- ・ 大分類 D建設業
- ・ 大分類 E製造業
- ・ 大分類 I卸売業、小売業
- ・ 大分類 L学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類742 土木建築サービス業



ひめボス宣言事業所は、業種を問わず登録できます！

イ 「IT関連分野」

- ・ 大分類 E製造業
- ・ 大分類 G情報通信業



ウ 「観光分野」

- ・ 大分類 M宿泊業、飲食サービス業
- ・ 大分類 N生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類791 旅行業



登録企業の義務

登録企業は、次の条件を守らなければなりません。

- （１）助成対象者を正社員として採用し、継続して就業した場合、１年間の奨学金返還実績（10月分～翌年９月分）ごとに、返還支援が終了するまでの間、県が設置する基金へ企業負担分を継続して出捐することを確約すること。
- （２）助成対象者の責に帰さない事由により出捐しない場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- （３）助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。
- （４）県から提供する助成対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

企業負担

- （１）県基金への出捐額

助成対象者の１年間の奨学金返還実績（10月分～翌年９月分）ごとに、1人当たり年間返還額の2／3又は16.8万円のいずれか低い額の1／2（年最大8.4万円）を最長7年間出捐いただきます。

- （２）助成対象者の採用数上限

1社につき2名まで

（ただし、予算の範囲内で3名以上に対し、助成することも可能）

※愛媛県内に主たる事業所を有していない企業が、採用した助成対象者を県外の事業所等で勤務させる場合は、返還支援の対象になりません。

※助成対象者の雇入れ日までに登録企業としての認定を受ける必要があります。

登録手続き

以下に記載する登録申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

- （１）登録申請フォーム

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



- （２）電子申請に必要な書類

以下の書類について、登録申請フォームから電子データをご提出ください。

なお、後日、必要に応じて原本の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

① 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）※ 3か月以内に発行されたもの

② 会社概要（様式任意）

例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

◆これまでに登録手続きを行ったことがある企業で、必要書類の内容に変更がない場合は、①②の提出は不要です。

- （３）受付期間 随時

※令和4年11月以降にご登録いただいた後は、廃止申請をされるまで、登録は継続します。



★登録内容に変更があった場合または登録を廃止しようとする場合は申請手続きが必要です。詳しくは県HPをご覧ください。

IT系の就職を目指している学生・求職者のみなさん



奨学金の返還を 支援します！

愛媛県と
県内企業が

IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、
あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に
登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、
愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成



詳細はこちら



愛媛 IT奨学金



対象者 以下の3つすべてに該当する方

- 日本学生支援機構の **第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- 次のア又はイのいずれかの要件を満たす方
 - ア 情報処理進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験に **合格している方**
 - イ 就職までに情報処理推進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験の **合格を目指す方**
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する方
又は既卒者で **登録企業への就職を希望する方**（申請時点で登録企業に雇用されている方を除く）

3つすべてに該当したらまずは申請しよう！！

お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



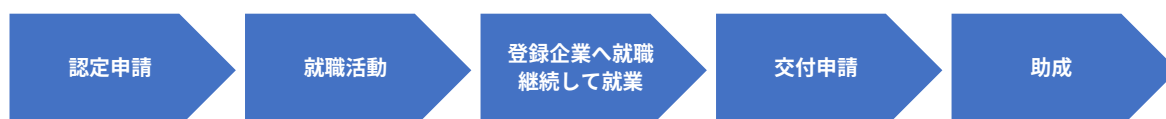
<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）

制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌9月分）の奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額とし、最長7年間助成します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生機構に支払います。（返還期間が短くなります）。

助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承を得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。（ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります）

登録企業

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県のホームページにてご確認ください。



応募待ってるよ！



愛媛 IT奨学金



お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

IT PLACE:えひめ

「IT PLACE えひめ」は、愛媛県の優れた技術を持つIT企業の情報や、県が実施するデジタル人材確保・育成に関する取組みを総合的に発信するポータルサイトです

「IT PLACE えひめ」の特徴

IT人材向け

- 👉 県内IT企業の情報を集約した県内初のサイト！「エリア」や「職種」から企業を検索することができる機能を搭載！
- 👉 愛媛県の公式求人・移住情報サイト「あのこの愛媛」と連携し、求人情報へのアクセスが可能！
- 👉 愛媛県にUターン・IターンしたIT人材へのインタビュー記事や、愛媛の暮らしやすさに関する指標を掲載！

IT企業向け

- 👉 「DX実行プラン」や愛媛県が実施するデジタル人材の育成確保に関する補助制度やセミナー等の取組みを発信！

掲載希望企業、**随時募集中！**

☆「IT PLACE えひめ」URL <https://it-place-ehime.jp/>

お問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課（松山市一番町四丁目4番地2）
TEL：089-912-2506 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp





愛媛県
女性正規雇用
マッチング支援事業

愛媛県が実施する
安心の人材確保支援

企業の人材確保の課題を 無料でサポート。

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

求人情報・
応募支援による
雇用創出

専門家による
伴走支援

セミナー・
交流会による
課題共有・
解決



えひめの女性おしごと応援プロジェクトって何？

愛媛県が展開しているプロジェクトで、「子育て中の方を中心とした働く意欲のある女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるようにする」ことを目的としています。また、県内の企業の「人手不足」解消にもつなげることを目指しており、両方向の支援を行います。

企業と女性求職者とのマッチング支援を行うことにより、
良質で安定的な就労の実現や人材確保を応援します！

企業

求人掲載

職場見学会・マッチング交流会

女性活躍推進セミナー・人事担当者交流会

専門家派遣(社会保険労務士)

女性求職者

キャリアコンサルティング

職場見学会・マッチング交流会

職場復帰セミナー

育成プログラム

雇用創出・処遇改善

詳細は裏面をご覧ください ➡



1 求人掲載

どのような人を求めているか、雇用条件、仕事内容などのヒアリング。求人サイトに掲載し、求職者に貴社の求人をご紹介します。



2 職場見学会・マッチング交流会

女性求職者に自社を知ってもらい、安心して応募してもらうための場をサポートします。職場の雰囲気を直接見てもらうことで、採用後のミスマッチを減らし、定着につなげます。



3 女性活躍推進セミナー・人事担当者交流会

女性が働きやすく活躍できる職場づくりに向け、他社事例や専門家の話を学び、人事担当者同士が情報交換できる場を提供していきます。



4 専門家派遣(社会保険労務士)

社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、人材確保に向けた職場環境づくりをサポートしていきます。



女性求職者向け支援

1 キャリアコンサルティング

専門のキャリアコンサルタントが、就職やキャリア形成に関する不安や課題を整理し、求職者一人ひとりに寄り添って相談を行います。



2 職場見学会・マッチング交流会

求職者が実際の会社を訪問し働く環境や雰囲気を体感、仕事内容等を直接聞けるカジュアルな交流会を開催することで、安心して応募先を選べるようになります。



3 職場復帰セミナー

育児や介護等で離職した女性の再就職を支援。自己分析・履歴書の書き方・面接対策などを学ぶ場を提供します。



4 育成プログラム

女性求職者が、仕事に必要なスキルや実務力を身につけられるようにする育成プログラム。デジタルスキルやビジネススキルなど、企業が求める即戦力の能力を磨いていきます。



参加申し込み
お問合せ

えひめの女性おしごと応援プロジェクト 事務局

☎ 電話 **089-907-0750** 平日(月曜～金曜) 9時00分～17時30分
✉ E-mail ehime-seikikoyou@crie.co.jp
🌐 WEB <https://ehime-joseikoyoushien.pref.ehime.jp>

\MORE! /



主催: 愛媛県

運営事業者

事務局 | 受託会社: 株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル8階(株式会社クリエアナブキ内) | URL: <https://www.crie.co.jp/>

※本事業は、厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクトの一環で愛媛県が実施する「令和8年度女性正規雇用マッチング支援事業」を、株式会社クリエアナブキが委託を受けて運営しております。

事業者の方
必見情報！

求人のお困りごとは
これで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛** 〰〰

あの街、この町で、はたらこう

求人のこんなことにお困りではないですか？

- ☑ 応募がない...
- ☑ 掲載にお金をかけたくない...
- ☑ 応募者管理が大変...



あのこの愛媛の3つのメリット

- メリット1 ▶ 登録→採用まで費用は **無料**
- メリット2 ▶ 県公式サイトで **安心**
- メリット3 ▶ 登録から求人掲載まで **簡単**



登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>



年間アクセス
20万件以上！

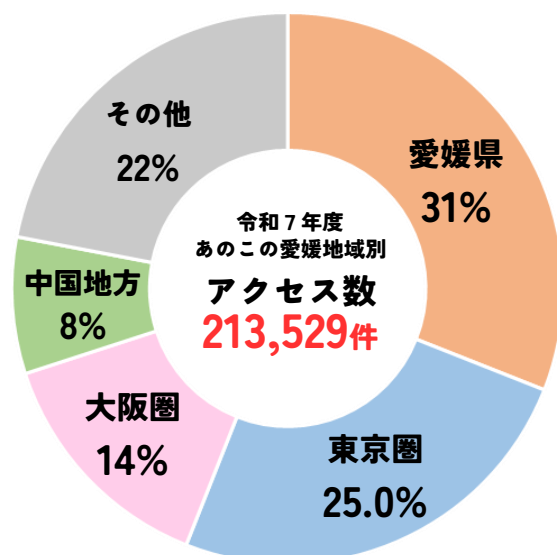
あのこの愛媛 は県内の求人情報を**全国**に届けます！

毎年約**7,000**人が愛媛県に移住する中、

あのこの愛媛の
県外からのアクセス数は約**7**割！

県外からの人材を獲得する機会が

あのこの愛媛にはあります！



東京圏＝東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県
関西圏＝大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県

求人掲載まではたったの**3ステップ**



Step1 あのこの愛媛から利用申請

URL または二次元コードからアクセス
<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>
もしくは「あのこの愛媛」で検索
⇒事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2 管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので
案内に従ってログインしてください。

Step3 求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、
管理画面からいつでも変更可能です。

そして 求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム





えひめ ひめボスNAVI

認証企業の情報発信中!

県内で就職や転職を考える方に向け、ひめボス認証事業所の取り組みを発信するサイト「えひめ ひめボスNAVI」。企業の取り組み紹介やえひめで働く先輩インタビューなど、ひめボス認証事業所の魅力を随時発信中!ぜひチェックください。



詳細はこちら



えひめひめボス ポータルサイト



公式サイトは
こちら

申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2026年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2027年1月29日
基本認証	2027年3月12日



※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
301人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得
愛媛県内企業
基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請
Super Premium
ひめボス
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安
基本・上位認証
申請から認証まで約1か月
奨励金
申請から支払いまで
約2~3か月

認証の支援 コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、無料で受けることができます

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himeboss01@csc-ehime.jp

089-933-2660

お問い合わせ先

平日9:00~17:00

(夏季8/13~16、
年末年始12/26~1/3休業)

本事業は愛媛県が、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、株式会社エス・ピー・シーとセキ株式会社の共同事業体に委託し運営しています。



HIMEBOSS

ひめボス

2026年度
(令和8年度)

言葉もかき
活躍できる
毎日と。

ひめボス宣言事業所 認証制度

みんなが活躍できる職場へ、
みんなに選ばれる企業へ。

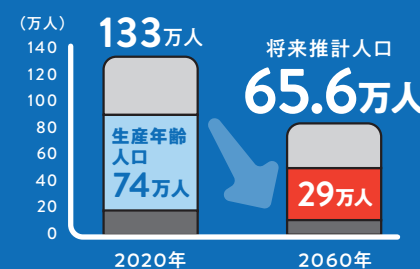
愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、
女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる
企業等を認証する制度です。

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

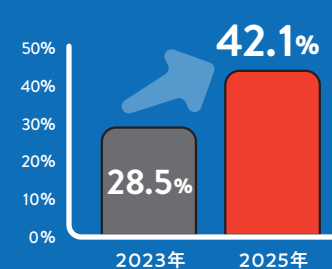
愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で約5割減となり、約65.6万人にまで減
少すると見込まれています。※地域が持続的に成長していく
ためには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステー
ジの希望を叶えることが重要であると考えます。

このままだと...
愛媛県の総人口は
2060年に
約5割減少



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
※[令和7年度第2回 愛媛県人口減少対策推進本部会議]資料より

ひめボス促進の効果もあり...
県内企業の
男性の育児休業
取得率は
42.1%にUP!



出典: R7愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」



認証要件 1~4の要件をすべて満たすこと

1	● ひめボス事業所宣言書の提出
2	● 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	● 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備



基本 認証

2026年度(令和8年度)奨励金メニュー ※1

女性活躍推進メニュー

A 出産・育児・ 介護で離職した 女性の再雇用	B 更衣室等 女性専用の 施設整備及び 女性採用増加	C 女性採用説明会 等の開催及び 女性採用増加
D リカレント 教育制度の 規定	E 女性管理職 (係長相当職以上)の 割合が 20%以上	F 女性特有の 健康課題 等への対応

A~F
のいずれか1つ
10 奨励金
万円

仕事と家庭の両立支援メニュー

G 男性の 育児休業等の 取得日数 通算 28日 以上	H 男性の 育児休業 取得率 100% (取得者2人以上)	I 法定を上回る 両立支援の勤務・ 休暇制度整備 及び 取得実績
J 育児・家事 サービスの 利用料補助制度 または 保育環境の整備	K 育児休業中の 応援手当制度等 または 代替人員の確保	L 妊娠・出産に 関する 制度の整備

G~L
のいずれか1つ
10 奨励金
万円

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

M 所定外労働の 削減	N 柔軟な働き方・ 休み方の実現 (フレックスタイム、 テレワーク、副業、兼業、 勤務間インターバル制度など)
--------------------------	---

M・Nのいずれか1つ
+ **A~L**のいずれか1つとセット
20 奨励金
万円

※1 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。 ※2 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Lのいずれか1つとセットで達成することが条件。



スーパープレミアム認証の 要件が改定されました!

性別に関わらないキャリア形成や仕事と家庭の
両立の実現に向けた新たな要件を追加!
これまで以上に、誰もが働きやすく働きがいのある
魅力的な企業への変革・成長に繋がる認証制度として、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりを応援します!

認証に対する奨励金 ※3

100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。 ※4 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値

認証要件 1~6の要件を3つ以上+7~12の要件を3つ以上/1及び7の要件は必須 ※ただし、必須要件は対象者がいない場合を除く

女性活躍推進に関する要件	
1 必須	● 直近の事業年度 出産した女性の就業継続率 90% 以上
2 いずれか	● 直近の事業年度 女性正社員の割合が国の平均値以上または 4割以上 ※4
	● 直近3事業年度 女性正社員の人数が連続で増加
3 いずれか	● 直近の事業年度 女性正社員の平均勤続年数が国の平均値以上 ※4
	● 直近の事業年度 女性の平均勤続年数(雇用管理区分ごと)が男性の 7割以上
4	● 直近の事業年度 女性管理職の割合が国の平均値以上 ※4
5 いずれか	● 直近の3事業年度 非正規女性が正社員転換し、転換後 6 か月以上の勤務実績
	● 直近の3事業年度 全従業員を正社員として雇用
	● 直近の3事業年度 離職した女性を正社員再雇用し、再雇用後 6 か月以上の勤務実績
6 いずれか	● 男性労働者の所定内給与額に対する女性労働者の所定内給与額が 80% 以上
	● 男性労働者(25歳~44歳)の所定内給与額に対する女性労働者(25歳~44歳)の所定内給与額が 85% 以上
仕事と家庭の両立に関する要件	
7 必須	● 直近の事業年度 男性の育児休業取得率 100% (2週間以上)
8	● 労働者一人当たりの所定外労働時間の月平均が 30 時間未満かつ、 月平均の所定外労働時間 60 時間(年間720時間)以上の労働者がいない
9	● 有給休暇の取得率 75% 以上かつ有給休暇の取得率が男女共に 70% 以上
10	● 1 時間単位での年次有給休暇を制度に規定し、利用実績があること
11	● 両立支援に資する法律で定められた休暇を有給休暇として規定し、利用実績があること
12	直近の3事業年度で次の要件をすべて満たすこと
	● 正社員(入社時点で35歳未満)を 3人以上 採用し、うち 1人以上 が 3年間 勤続 ● 上記の正社員の離職率が 20%未満

スー パー プレ ミア ム 認 証 (上 位 認 証)



労働委員会の窓（令和8年7～9月分）

《 会議関係 》

- 7月6日 第67回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（愛媛県）
「集団あっせんにおける補佐人の取扱いについて（補佐人として特定社会保険労務士に同席を認めることの可否について）」の1件
- 7月24日 第1258回愛媛県労働委員会総会
「愛媛県労働委員会委員の任命に伴うあっせん員候補者の委嘱について」など10件
- 8月14日 第1363回公益委員会議
「令和8年（不）第1号事件の審査経過について」など3件
- 8月28日 第1259回愛媛県労働委員会総会
「令和8年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修並びに第81回全国労働委員会連絡協議会総会について」など3件
- 9月1日 第43回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会（香川県）
「申立人の主張立証が拡散する場合の審査指揮について」など3件
- 9月4日 第1364回公益委員会議
「全国労働委員会連絡協議会総会の第1議題について」など2件
- 9月25日 第1260回愛媛県労働委員会総会
「令和8年（不）第1号事件の終結について」など4件

《 集団的労使紛争関係 》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
8年(不) 第1号	運輸業	R8.1.28	3	支配介入の禁止 謝罪文の掲示	関与和解 R8.9.15

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
7 月	2 4	3 4
8 月	3 3	6 2
9 月	2 3	4 8
累計（4月～）	1 5 5	2 7 4

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

《お知らせ》

労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会と連携して周知活動を実施しています。

周知月間中は、PRのための特別事業として、労働委員による労使トラブル相談や、職員による夜間電話相談等を次のとおり実施することとしております。

1 労使トラブル夜間電話相談

○日 時：10月15日（木） 17時15分～20時

2 労働委員労使トラブル専門相談

○日 時：10月23日（金） 14時30分～ ※事前予約制

○場 所：愛媛県庁第二別館 労働委員会室（面談方式）



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくても付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

089-912-2996

Mail: roudou@pref.ehime.jp
HP: <http://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>



最低賃金改正のお知らせ

令和8年11月1日から愛媛県最低賃金は、

1時間 1,093 円です。

●業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種支援制度の活用をご検討ください。

■お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 （電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

労使関係セミナー

ご案内

基調講演として、**労働委員会での事件解決～和解に至る道筋とは～**をテーマに講演を行います。
また、パネルディスカッションでは、労働委員会で実際に扱われた紛争事例のご紹介をします。
企業の人事労務担当者や労働組合の役職員など、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時 令和8年 11月17日（火）13:30～16:30（開場13:00）

会場 えひめ共済会館 豊明（4階）
（松山市三番町5丁目13-1）

◎受講定員：90名（事前申込制・先着順） ◎受講料：無料
※定員に達した時点で受付を終了させていただきます。

基調講演

テーマ

労働委員会での事件解決 ～和解に至る道筋とは～

【講師】中内 哲氏 / 中央労働委員会西日本区域地方調整委員
熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授

パネルディスカッション

テーマ

「紛争事例の検討」

（コーディネーター）

中内 哲氏（上掲）

（コメンテーター）

豊永 寛二氏 徳島県労働委員会会長、弁護士

三谷 知己氏 香川県労働委員会 使用者委員、四国電力株式会社執行役員香川支店長

中塚 広之氏 愛媛県労働委員会 労働者委員、日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長・自治労愛媛
県本部執行委員長

山中 誠氏 高知県労働委員会 労働者委員、全日本自治団体労働組合高知県本部書記次長

詳しくは中央労働委員会のホームページのお知らせ「労使関係セミナーのご案内」をご覧ください。

中労委 労使関係セミナー 検索

（主催）中央労働委員会

（協賛）徳島県労働委員会 香川県労働委員会 愛媛県労働委員会 高知県労働委員会

（後援）愛媛労働局

セミナーの受講申込み & 会場アクセス

申込み 方法

- ・お申込みは、必要事項の内容を下記の宛先アドレスに電子メールを送信してください。
- ・宛先アドレス

clrc1117@mhlw.go.jp

※clrc1117は、全て小文字半角英数字です。

- ・お申し込みの確認後、「受講票」は、「3 連絡先」に送信します。
- ・セミナー当日は、会場受付にて、「受講票」をご提出いただきますので、必ずご持参ください。紛失等の場合、「申込メール」の提示も可能です。
- ・電子メールを使わない場合は、FAX可能です。会場受付にて、「FAX送信票」の提示をお願いします。 FAX：03-5404-2262

《必要事項》

件名 労使関係セミナー 松山

件名のセミナー受講を申込みます

1	氏名(ふりがな)	
2	所属団体・勤務先 ※無しでも可です。	
3	連絡先 メールアドレス又は電話番号	

※お申込みいただいた個人情報は、このセミナーに
関してのみ使用し、他の目的には一切使用しません。

会場 アクセス

交通のご案内

路面電車

◇ JR松山駅から路面電車(2番環状線又は5番JR松山駅前線)で7分、南堀端下車徒歩3分

徒歩

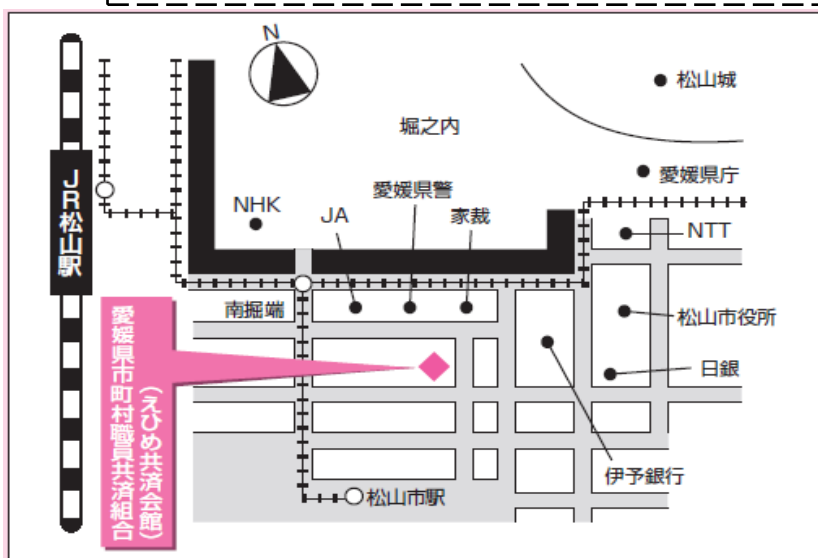
◇ 松山市駅から徒歩5分

お問い合わせ先

中央労働委員会事務局 調整第一課

〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32

TEL 03-5403-2124 (担当：加藤大介)



愛媛労働局からのお知らせです。

11月2日（月）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっております。

対象となる事業主の皆様には、10月16日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。

御不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4－3

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089－935－5202

愛媛
会場



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

建設業の働き方改革と過労死等防止

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

2026.

日時

11.11 水

13:30~15:30
(受付13:00~)

会場

愛媛大学南加記念ホール
(松山市文京町3番)

参加
無料

事前申込

●お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省

後援：愛媛県、松山市、働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元コードを
読み込んで下さい。

愛媛会場

プログラム

〔主催者挨拶〕 愛媛労働局

〔基調講演〕

「建設業の働き方改革と過労死等防止 ～労災認定事案からみた現状と課題～」

吉川 徹氏（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター 統括研究員）

〔企業からの事例紹介〕

「人が辞めない会社」をつくったら ～長時間労働・属人化・孤立への七年～」

株式会社長浜機設 代表取締役 福岡 信一氏

〔過労死ご遺族からの体験談発表〕

会場のご案内

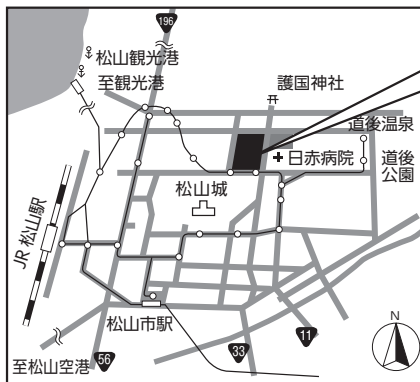
愛媛大学 南加記念ホール (松山市文京町3番)

・市内電車環状線「赤十字病院前」下車

※駐車場台数に限りがありますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

参加申込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



愛媛大学 城北地区



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX: ●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: 0570-036-222 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

無理な取引の「しわ寄せ」を 防止しましょう！

納期短縮？

STOP!
しわ寄せ

予算
据置き？

急な
仕様変更？

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国 48 か所

秘密厳守

匿名相談可能



0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「し寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意! ~「労働時間等設定改善法」より~

- 納期の適正化を図りましょう。
- 発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
- 発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の
労働者の健康障害防止のためにも必要です。



労働時間等見直し
ガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは? ~「振興基準」より~

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者の
よるべき一般的な基準として定められたものです。



「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが 増加してしまった

- ▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を適切に転嫁できる
よう協議しましょう。
- ▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった
場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指しましょう。



労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

- ▶残業代などのコストは委託者が負担しましょう!
- ▶働き方改革を阻害する取引を行わないよう、取引条件を改善しましょう。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、
適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 など

3 発注内容を変更することになってしまった

- ▶不当なやり直しが生じないように配慮しましょう!
- ▶長期発注計画を示すなど、発注の安定化に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和8年11月7日(土)9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

死亡災害が増加しています！

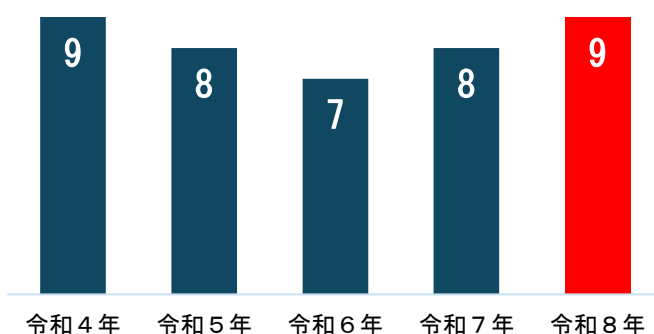
～過去5年間で最多ペースの死亡災害が発生しています～

●愛媛県内の労働災害による死亡災害は、令和8年9月末現在で9件発生しており、過去5年間で最多だった令和4年と同数となっています。

●特に墜落・転落災害が半数以上を占めています。

●50歳以上の労働者の死亡災害も半数以上を占めています。

年別死亡者数（9月末現在）



令和8年 死亡災害発生状況（令和8年9月末日現在）				
	発生月	業種	年齢	災害の概要
1	1月	道路貨物運送業	63	トラックの荷台からの転落災害
2	4月	電気業	59	高さ2m以上の街路灯からの墜落災害
3	5月	造船業	19 59	修繕船内で2名が酸素欠乏症に罹患した災害
5	6月	産業廃棄物処理業	38	コンベヤーの巻き込まれ災害
6	7月	食料品製造業	73	高さ約1.6mの屋根から墜落災害
7	8月	機械器具製造業	40	高さ約7mのタンクからの墜落災害
8	8月	紙加工品製造業	35	熱中症による災害
9	8月	建築設備工事業	53	高さ約6mの屋根からの地上へ墜落災害

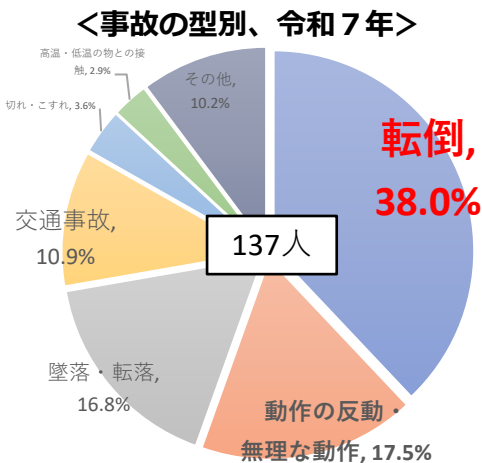
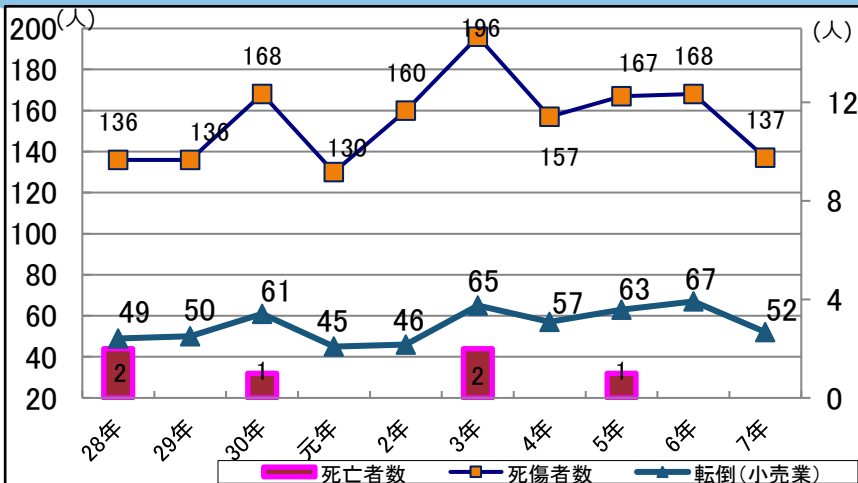


- 高所作業の際には必ず墜落制止用器具等を使用してください！
- 高年齢者の特性、体力に配慮した作業管理をお願いします！

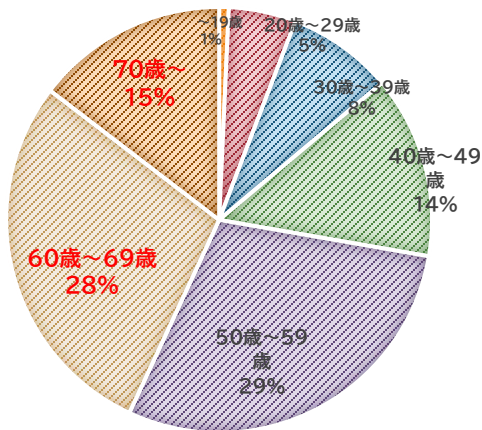
小売業の労働災害が多発しています！

令和7年に愛媛県の小売業で発生した労働災害のうち「転倒災害」が約4割を占めています。

小売業の労働災害（愛媛県_休業4日以上_新型コロナウイルスを除く）



＜令和7年の年齢別の労働災害発生状況＞



転倒災害の主な原因は！大きく2種類に分けられます。

滑り



つまずき



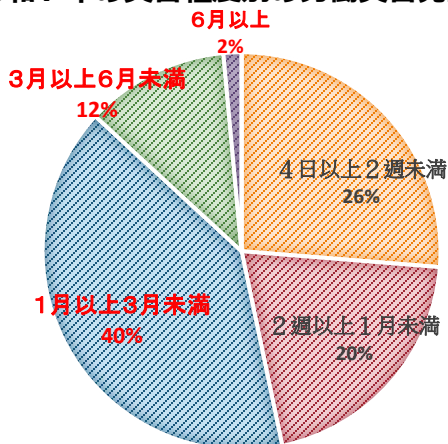
- ☐ 作業場や通路にこぼれた水・洗剤・油等により滑って転倒？
- ☐ 水場（食品加工場等）で滑って転倒？
- ☐ 雨で濡れた、売り場や通路等で滑って転倒？

- ☐ 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれ転倒
- ☐ 作業場・通路に放置された物につまづいて転倒
- ☐ 通路の凹凸につまづいて転倒

【Point!】

- ◎小売業の労働災害は横ばい傾向にあります。
- ◎事故の型別で見ると、**転倒災害が約4割**を占めています。
- ◎年齢で見ると、**60歳以上**が約4割を占めています。
- ◎転倒災害に遭われた労働者は、骨折等により約**1ヶ月以上の休業**を要する労働者が5割を超えています。

＜令和7年の災害程度別の労働災害発生状況＞



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

詳細はこちら



転倒災害発生事例と対策について

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり作業効率もあがります。

事例1 ◎店舗前・店内・バックヤード・倉庫

<災害事例>

- ・店内を歩行中に、商品（物等）につまずき転倒。
- ・店舗前、バックヤード・倉庫の段差でつまづいて転倒。

<対策>

- 床面、通路の凹凸、段差をなくし滑りにくい構造とする。
- バックヤード・倉庫内の整理整頓を行い、作業通路等を確保し、物を放置しない。

<好事例>

店内・バックヤード・倉庫の段差及び凹凸にマットを設置する。



事例2 ◎調理場・駐車場・屋外施設

<災害事例>

- ・店舗より、駐車場に移動中、駐車場の白線上で足を滑らせ転倒。
- ・食料加工場の床に、水がまかれており足を滑らせ転倒。

<対策>

- 作業場の用途に合わせ、滑りにくい履き物を選択する。
- 滑る可能性がある場所には、滑り止め等を設置する。

<好事例>

- ・滑りにくい履き物の選択。

食品工場(ライン) 作業用 靴	食品加工 現場 作業用 靴	配達車 運転手 作業用 靴	調理場 作業用 靴
合成ゴム底	PVC底	合成ゴム底	合成ゴム底
一般製造 現場 作業用 靴	一般製造 現場 作業用 靴	一般製造 現場 作業用 靴	一般製造 現場 作業用 靴
発泡ウレタン底	発泡ウレタン底	ラバーソール底	低発泡ウレタン底

好事例の紹介

右のリーフレットを参考に転倒災害防止活動を実施しましょう。



見える化の紹介

右のリーフレットは「職場の見える化」について解説した実践マニュアルです。



SAFEコンソーシアムの紹介

増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体のコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていく活動です。

SAFEアワードでは、全国の好事例を掲載しています。

厚生労働省

SAFEコンソーシアム

SAFEアワード シンポジウム アワード 情報提供 事務局の紹介

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム

SAFEアワード シンポジウム



事業者・労働者向けリーフレット(転倒防止)



詳細はこちら

高齢労働者の安全衛生対策



詳細はこちら

高齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針)を策定しました



動画コンテンツ

詳細はこちら



転倒・腰痛予防策 安全衛生動画 安全健康意識向上 外国人労働者向け

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

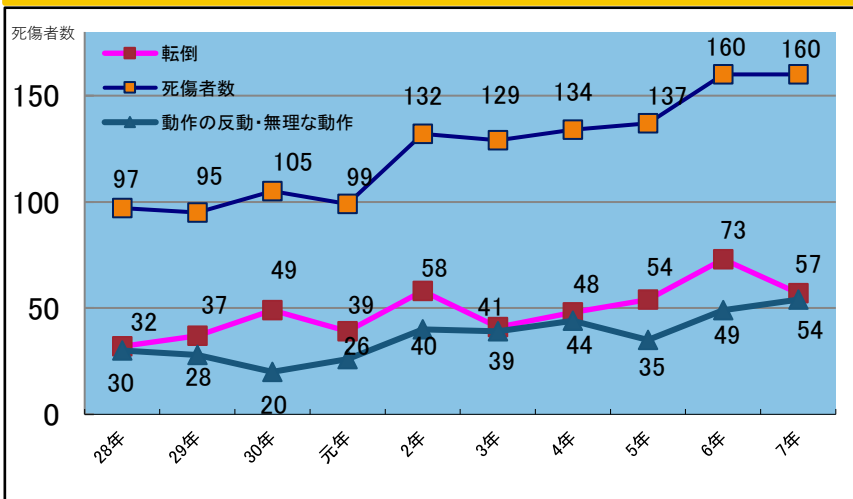
職場における転倒・腰痛予防対策動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画

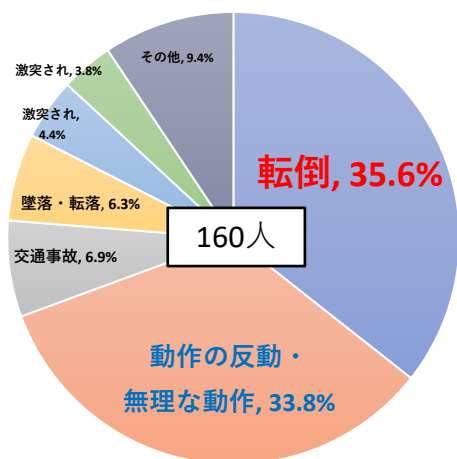
社会福祉施設（介護施設）の労働災害が増加しています！

令和7年に愛媛県社会福祉施設で発生した労働災害のうち「転倒災害」が35.6%、「動作の反動・無理な動作」が33.8%と、約7割を占めています。

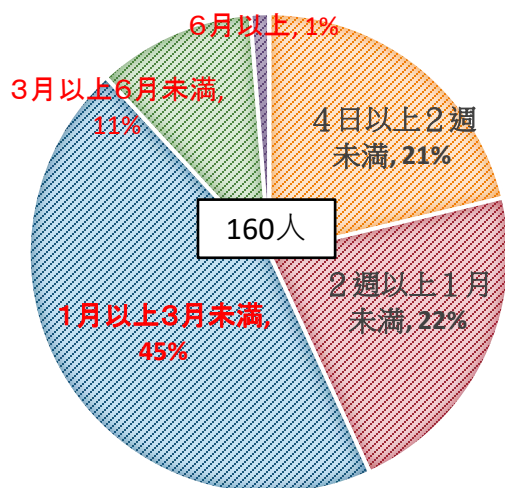
社会福祉施設の労働災害（愛媛県_休業4日以上_新型コロナウイルスを除く）



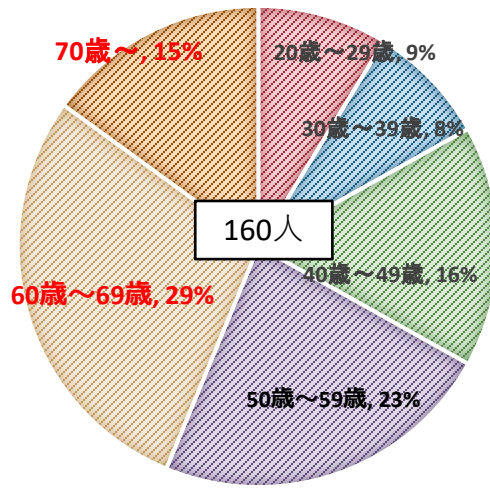
<事故の型別 令和7年>



<災害（休業）程度別 令和7年>



<年齢別 令和7年>



【Point!】

- ◎社会福祉施設の労働災害は高止まり傾向にあります。
- ◎事故の型別では、**転倒災害が35.6%、動作の反動が33.8%**と約7割を占めています。
- ◎年齢別では、**60歳以上**が約4割を占めています。
- ◎災害（休業）の程度別では、骨折等により**1月以上の休業**を要した災害が約6割を占めています。
- ◎事故の型について、動作の反動等の労働災害のほとんどが腰痛に分類されており、近年増加傾向にあることから、ノーリフトケアを推進しています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

詳細はこちら



愛媛県介護施設^{プラス} + Safe協議会・愛媛労働局【R08.08】



行動災害防止対策のポイント・視聴覚教材

事例1 ◎ 食堂・浴室等（転倒）

<災害事例>

- ・浴室、食堂調理場において、床が濡れていたため足を滑らせ転倒した。
- ・脱衣場で、介護作業をしていた歳に、足を滑らせ転倒した。

<対 策>

- 床面が濡れた場合には、完全に拭く。
- 脱衣場等の段差により転倒する危険性を考え、段差をなくし、濡れた床等で滑らないようにするために、防滑用シートの上にタオルなどお敷き詰め、タオルを随時交換する。

<好事例>

- ・脱衣場の出入口等にコイルや珪藻土を床に敷き詰める。
- ・調理場等の床を滑りにくい床にする。



事例2 ◎ 補助作業等（腰痛）

<災害事例>

- ・介護者をベットより抱え上げる際に、腰を痛めた。
- ・入浴作業中、介護者を浴槽より抱え上げた際、腰を痛めた。

<対 策>

- 介護職員の身体的負担を軽減するための取組全般を指し、福祉用具の使用に限らず、作業姿勢や重量物取扱い作業の改善、健康管理、教育や管理体制の整備などによる介護職員の腰痛予防の取組を行う。

<好事例>

- ・事業場においてノーリフティングケアについての取組を実施。

詳細はこちら

高知県介護人材サイトより引用



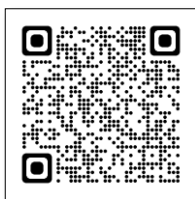
好事例の紹介

詳細はこちら

見える化の紹介

右のリーフレットは「職場の見える化」について解説した実践マニュアルです。

詳細はこちら



SAFEコンソーシアムの紹介

増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていく活動です。

SAFEアワードでは、全国の好事例を掲載しています。



動画コンテンツ

詳細はこちら



転倒・腰痛予防対策

安全衛生勉強会

安全推進者養成講習

外国人労働者向け

職場における転倒・腰痛予防対策動画



小売業向けエクササイズ動画



社会福祉施設向けエクササイズ動画



飲食店向けエクササイズ動画

高齢労働者の安全衛生対策

高齢者の数が増え、高齢労働者の安全衛生対策が重要視されています。高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

背景
高齢化が進む中で、高齢労働者の割合が増加しています。高齢労働者の労働災害の発生率も増加傾向にあります。高齢労働者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

高年齢者の労働災害の発生率
高年齢者の労働災害の発生率は、全労働者の労働災害の発生率に比べて高い傾向にあります。高年齢者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

高年齢者の労働災害の発生率の推移
高年齢者の労働災害の発生率は、平成25年度から平成27年度にかけて、増加傾向にあります。高年齢者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

高年齢者の労働災害の発生率の要因
高年齢者の労働災害の発生率の要因は、高齢による体力の低下、認知機能の低下、作業環境の不適切さなどです。高年齢者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

高年齢者の労働災害の発生率の対策
高年齢者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。高年齢者の労働災害の発生率を低減するため、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました。



詳細はこちら



愛媛県介護施設 + Safe協議会
・愛媛労働局

労働安全衛生法に基づく

化学物質による労働災害防止のための自律的管理について



最新の法改正にも対応

「何を対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。



開催日・会場

【北海道】10月15日(木) 札幌市教育文化会館
【大阪】10月26日(月) グランキューブ大阪
【福岡】12月2日(水) 博多国際展示場&カンファレンスセンター
【愛知】1月22日(金) ウィンク愛知
【東京】2月2日(火) KFC Hall&Rooms



\\ 全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください //

定員

対面 **100** 名 (一部オンライン併用予定)

※募集人数多数の場合、抽選とさせていただきます可能性があります。

対象

化学物質管理者、事業主等

参加無料!!

主な説明内容

- ☒ 自律的管理の背景と必要性
- ☒ 自律的管理のポイント
- ☒ 2025年の法改正内容
- ☒ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度(自律的管理)が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知(SDSの交付)義務違反に対する罰則(令和12年4月施行)、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと(令和8年10月施行)などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

<https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!



問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
(受託者:三松堂ホールディングス株式会社)

メールアドレス: j-saito@sanshodo.co.jp 電話番号:03-6823-5362 担当者:齋藤

都道府県	日付	時間	会場 / 住所	都道府県	日付	時間	会場 / 住所
北海道	10/15 (木)	15:00 17:00	札幌市教育文化会館 札幌市中央区北1条西13丁目7	滋賀	9/9 (水)	14:00 16:00	ピアザ淡海 大津市におの浜1丁目1-20 2階
青森	8/27 (木)	14:00 16:00	八戸市福祉公民館 八戸市類家4丁目3-1	京都	10/27 (火)	14:00 16:00	京都テルサ東館 京都市南区東九条下殿田町70
岩手	8/28 (金)	14:00 16:00	フラップいわて 盛岡市みたけ3丁目38-20	大阪	10/26 (月)	14:00 16:00	グランキューブ大阪 大阪市北区中之島5丁目3-51 2階
宮城	8/26 (木)	14:00 16:00	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町3丁目3-7	兵庫	12/10 (木)	14:00 16:00	兵庫県学校厚生会 神戸市中央区北長狭通4-7-34
秋田	9/1 (火)	16:00 18:00	秋田拠点センター ALVE 秋田市東通仲町4-1	奈良	10/8 (木)	14:00 16:00	奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路1丁目1-691-1
山形	9/2 (水)	14:00 16:00	生涯学習センター遊学館 山形市緑町1丁目2-36 遊学館2階	和歌山	1/8 (金)	14:00 16:00	和歌山城ホール 和歌山市七番丁25-1
福島	8/31 (月)	15:00 17:00	コラッセふくしま 福島市三河南町1番20号	鳥取	9/16 (水)	14:00 16:00	米子市文化ホール 米子市末広町293
茨城	10/7 (水)	14:00 16:00	水戸市民会館 水戸市泉町1丁目7番1号	島根	9/17 (木)	14:00 16:00	松江テルサ 松江市朝日町478-18
栃木	10/20 (火)	14:00 16:00	総合文化センター 宇都宮市本町1-8	岡山	11/11 (水)	14:00 16:00	岡山国際交流センター 岡山市北区奉還町2丁目2-1
群馬	11/26 (木)	14:00 16:00	Gメッセ群馬 高崎市岩押町12-24	広島	11/12 (木)	14:00 16:00	RCC文化センター 広島市南区松原町9-1 6階
埼玉	12/14 (月)	14:00 16:00	ソニックシティ市民ホール さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 4階	山口	12/3 (木)	14:00 16:00	海峡メッセ下関 下関市豊前田町3丁目3-1
千葉	2/3 (水)	14:00 16:00	市川市文化会館 市川市大和田1-1-5	徳島	1/12 (火)	14:00 16:00	あわぎんホール 徳島市藍場町2丁目14
東京	2/2 (火)	14:00 16:00	KFC Hall&Rooms 墨田区横網1丁目6-1	香川	1/13 (水)	14:00 16:00	サンポートホール高松 高松市サンポート2-1
神奈川	9/25 (金)	14:00 16:00	産業振興センター 横浜市中区尾上町5-80	愛媛	1/18 (月)	14:00 16:00	TKP 松山市駅前カンファレンスセンター 松山市千舟町4-3-7 2階
新潟	11/25 (水)	14:00 16:00	朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号	高知	1/19 (火)	14:00 16:00	高知県教育会館 高知市丸ノ内2丁目1-10
富山	11/18 (水)	14:00 16:00	富山国際会議場 富山市大手町1番2号	福岡	12/2 (水)	14:00 16:00	博多国際展示場&カンファレンスセンター 福岡市博多区東光2丁目22-15
石川	11/17 (火)	14:00 16:00	金沢市文化ホール 金沢市高岡町15-1	佐賀	1/27 (水)	14:00 16:00	ミズウェルビーホール 佐賀市日の出1丁目21-10 2階
福井	11/16 (月)	14:00 16:00	AOSSA 福井県福井市手寄1丁目4-1	長崎	1/28 (木)	14:00 16:00	出島メッセ長崎 長崎市尾上町4-1
山梨	10/22 (木)	14:00 16:00	リッチダイヤモンド総合市民会館 甲府市青沼3丁目5-44 2階	熊本	12/22 (火)	14:00 16:00	熊本城ホール 熊本市中央区桜町3番40号
長野	10/1 (木)	14:00 16:00	生涯学習センター 長野市鶴賀1271-3	大分	12/1 (火)	14:00 16:00	J:COM ホルトホール 大分市金池南1丁目5-1
岐阜	1/21 (木)	14:00 16:00	岐阜文化センター 岐阜市金町5丁目7-2	宮崎	11/30 (月)	14:00 16:00	宮崎市民文化ホール 宮崎市花山手東3丁目25-3
静岡	12/18 (金)	14:00 16:00	グランシップ 静岡市駿河区東静岡2丁目3-1	鹿児島	12/23 (水)	14:00 16:00	サンプラザ天文館 鹿児島市東千石町2-30 3F
愛知	1/22 (金)	14:00 16:00	ウインク愛知 名古屋市中村区名駅4丁目4-38	沖縄	2/5 (金)	14:00 16:00	なは市民活動支援センター 那覇市銘苅2丁目3-1 2階
三重	10/9 (金)	14:00 16:00	三重総合文化会館 津市一身田上津部田1234	※諸事情により、開催会場が変更となる場合がございます。 最新情報は申込フォームにて、ご確認をお願いいたします。			

職場での **転倒** にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

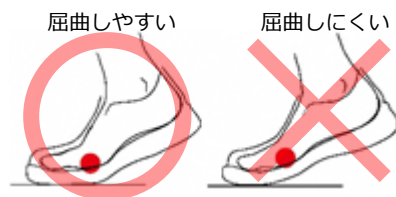
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

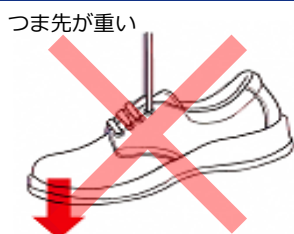
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

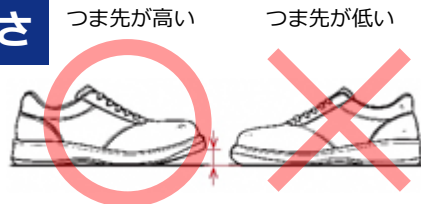
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

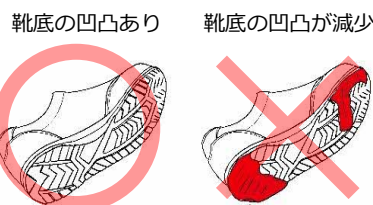
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



その他の性能

■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



■ かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■ 耐踏抜き性

釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



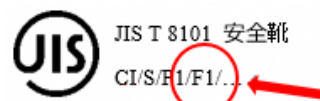
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■ 安全靴の場合

個装箱や中敷のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



■ プロスニーカーの場合

靴のベロ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒

検索



先芯がいない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。
先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。
その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。
その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■ 作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください

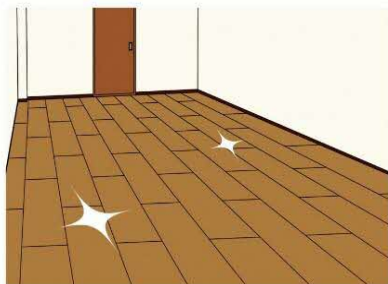


■ 作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■ 床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



■ 滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→ 運搬と通路改善
 - ・濡れた床で滑った
→ 水・油用耐滑靴検討
 - ・凍結路面で滑った
→ 氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/
株式会社シモン	https://www.simon.co.jp/contact/
日進ゴム株式会社	https://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html
野口ゴム工業株式会社	https://www.noguchirubber.jp/
株式会社丸五	https://www.marugo.ne.jp
ミズノ株式会社	https://sports-service.mizuno.jp/btob_service
ミドリ安全株式会社	https://forms.midori-anzen.co.jp/contact/fw

ポリテクセンター愛媛 12月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和8年度12月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「ICT 生産サポート科」
「溶接ものづくり科」
「住宅リフォーム科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和8年12月1日～）
- 募集期間 令和8年10月1日～11月11日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>



ポリテクセンター愛媛 1 月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和8年度1月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械 CAD/NC 科」
「電気設備技術科」
「いえづくり実践科」
- 訓練期間 6 ヶ月（令和8年1月5日～）
- 募集期間 令和8年11月2日～12月9日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町 2 1 8 4

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>



ポリテクセンター愛媛 2月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和8年度2月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「ビルメンテナンス科」（6ヵ月コース）
「IoT システム技術科」（7ヵ月コース）
「溶接ものづくり科」（7ヵ月コース）
- 訓練期間 6ヵ月、7ヵ月、（令和8年2月2日～）
- 募集期間 令和8年12月1日～1月13日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

